

議 案 参 考 資 料

平成30年8月 臨時会

(目 次)

○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の改正概要(第56号議案関係)……………	(1)
○大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例(新旧対照表)(第56号議案関係)……………	(2)
○広域農道上の自動車破損事故について(報告第16号関係)……………	(4)
○広域農道上の自動車破損事故について(報告第17号関係)……………	(6)
○市道上の自動車破損事故について(報告第18号関係)……………	(8)

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例の改正概要（第５６号議案関係）

1 改正の理由

介護保険法の改正により、介護保険制度の持続可能性を高めるため、特に所得が高い者が介護サービスを利用した場合における利用者負担割合が引き上げられることに伴い、本市の介護予防・日常生活支援総合事業においても、同様の利用者負担割合とするため、条例の改正を行うものである。

2 介護予防・日常生活支援総合事業とは

市町村が中心となり、地域の実情に応じて、多様なサービスを充実させることにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を行う事業である。

3 主な改正の内容

現役並みの所得を有する第１号被保険者のうち、特に所得が高い者が介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを利用した場合における利用者負担割合を２割から３割に引き上げる。

負担割合	対象者
３割 (新設)	次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 本人の合計所得金額が２２０万円以上 (2) 「年金収入＋その他の合計所得金額」が３４０万円以上 (世帯に２人以上の第１号被保険者がいる場合は、４６３万円以上)
２割	３割負担の対象者以外の者で、次の(1)及び(2)に該当する者 (1) 本人の合計所得金額が１６０万円以上 (2) 「年金収入＋その他の合計所得金額」が２８０万円以上 (世帯に２人以上の第１号被保険者がいる場合は、３４６万円以上)
１割	３割負担及び２割負担の対象者以外の者

※ その他の合計所得金額
合計所得金額から年金収入に係る雑所得を除いた額

4 施行日

平成３０年８月１日

大村市介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者の指定に関する基準等を定める条例（新旧対照表）

改正後	改正前
（一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る総合事業サービス費等の額等） 第62条 第1号被保険者であって総合事業のあった日の属する年の前年（当該総合事業のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第3項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等（第4項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）が受ける総合事業について第60条第2項及び前条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の80」とする。 2 前項の特別控除額は、租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除すべき金額及び同法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除すべき金額の合計額とする。 3 第1項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。	（一定以上の所得を有する第1号被保険者に係る総合事業サービス費等の額等） 第62条 第1号被保険者であって総合事業のあった日の属する年の前年（当該総合事業のあった日の属する月が1月から7月までの場合にあっては、前々年。次項において同じ。）の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、その額が零を下回る場合には、零とする。以下同じ。）が介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第29条の2第2項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等が受ける総合事業について第60条第2項及び前条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の80」とする。 2 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

改正後	改正前
(1) 総合事業を受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該総合事業のあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。第5項において同じ。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。第5項において同じ。）の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合）にあっては、280万円）に満たない場合 (2)・(3) 略 4 第1号被保険者であって総合事業のあった日の属する年の前年の合計所得金額が介護保険法施行令第29条の2第5項に規定する額以上である居宅要支援被保険者等が受ける総合事業について第60条第2項及び前条の規定を適用する場合においては、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の70」とする。 5 前項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 (1) 総合事業を受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該総合事業のあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額の合計額が463万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合）にあっては、340万円）に満たない場合 (2) 第3項第2号又は第3号に掲げる場合	(1) 総合事業を受けた第1号被保険者及びその属する世帯の他の世帯員である全ての第1号被保険者について、当該総合事業のあった日の属する年の前年中の公的年金等の収入金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第2項第1号に規定する公的年金等の収入金額をいう。）及び同年の合計所得金額から所得税法第35条第2項第1号に掲げる金額を控除して得た額（その額が零を下回る場合には、零とする。）の合計額が346万円（当該世帯に他の世帯員である第1号被保険者がいない場合）にあっては、280万円）に満たない場合 (2)・(3) 略

広域農道上の自動車破損事故について（報告第16号関係）

1 経緯

平成30年4月25日午前4時20分頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の軽乗用車が広域農道多良岳西部線を走行中、道路上に落ちていた石に乗り上げ、車体の底面等を損傷した。

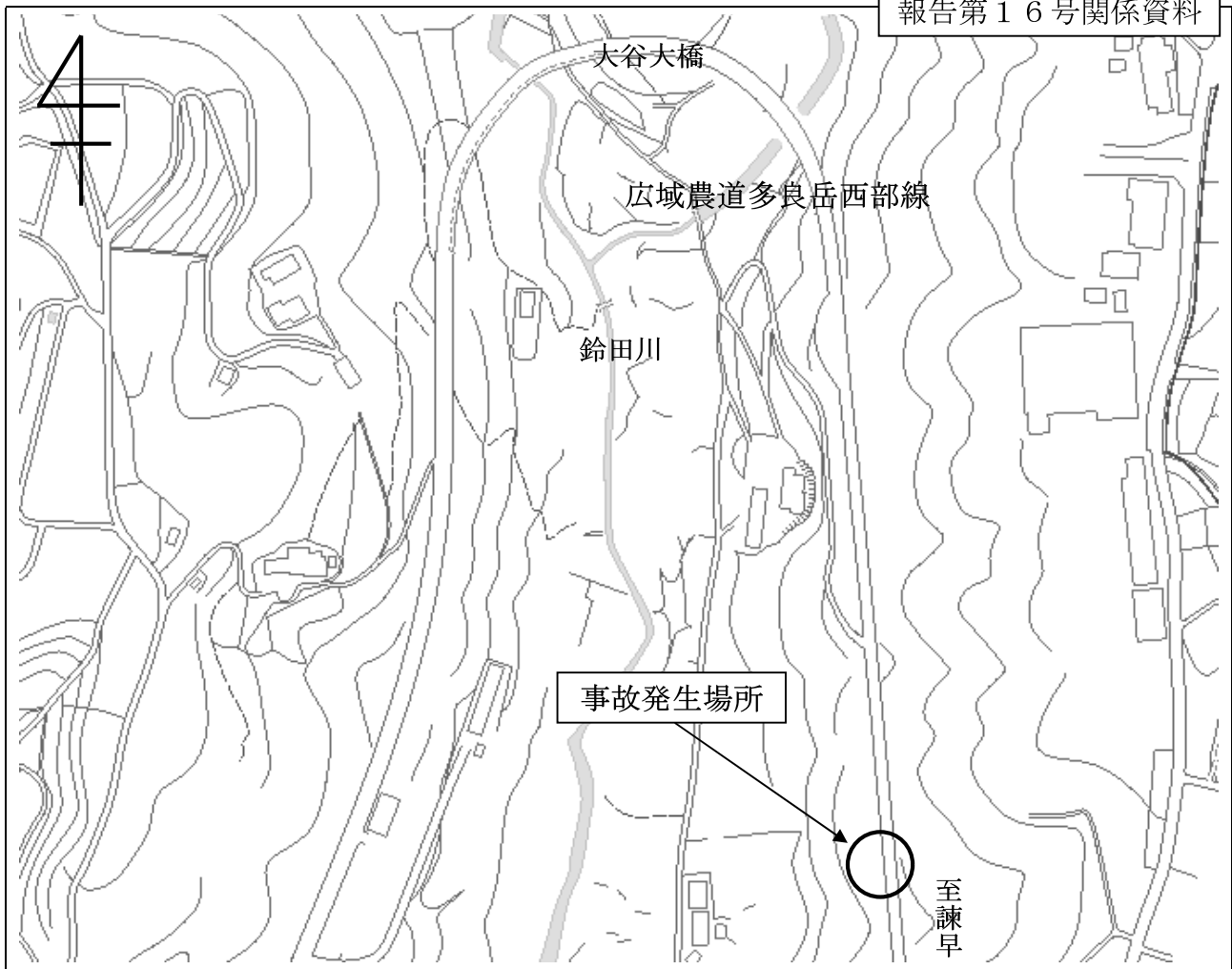
2 事故の原因及び処理

事故の原因は、広域農道ののり面から落下したと思われる石の発見が遅れ、石の除去等の安全対策を講じていなかったためである。

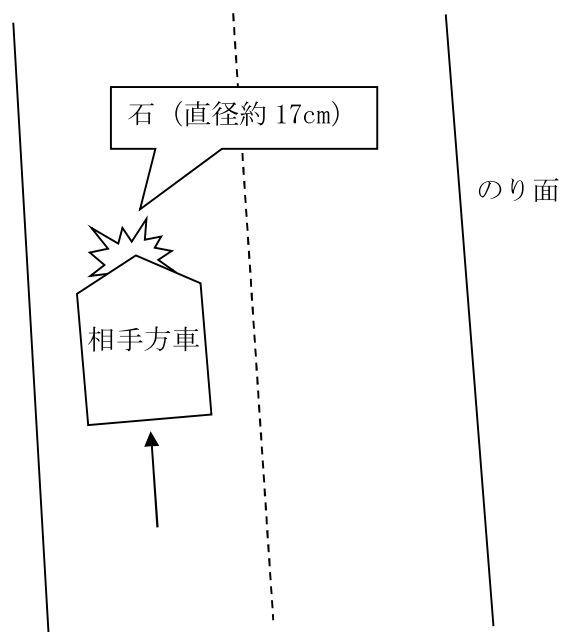
なお、事故の現場を確認した際、この石は道路上から除去されていた。

3 示談内容

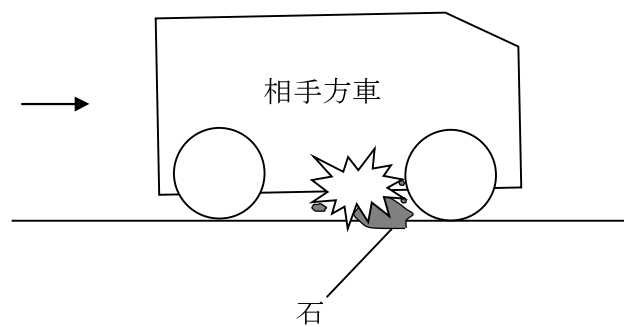
大村市は、相手方に対し、修理費のうち88,800円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図1 (平面図)



詳細図2 (側面図)



広域農道上の自動車破損事故について（報告第 17 号関係）

1 経緯

平成 30 年 6 月 5 日午後 2 時 45 分頃、XXXXXXXXXX（以下「相手方」という。）所有の軽貨物車が広域農道多良岳西部線を走行中、破損していたグレーチング蓋の上を通過したことにより、左側の前輪及び後輪のタイヤ及びホイールを損傷した。

2 事故の原因及び処理

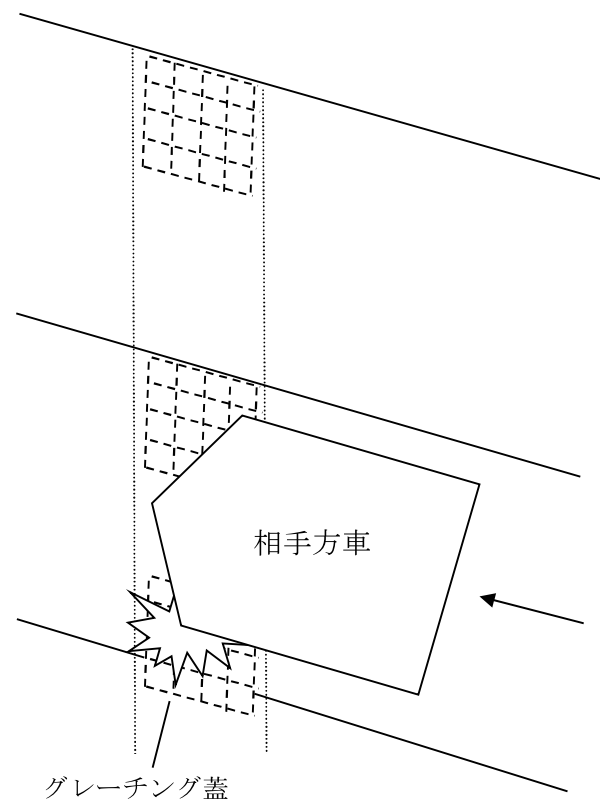
事故の原因は、車の往来、経年劣化等により発生したグレーチング蓋の破損の発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、補修工事を行った。

3 示談内容

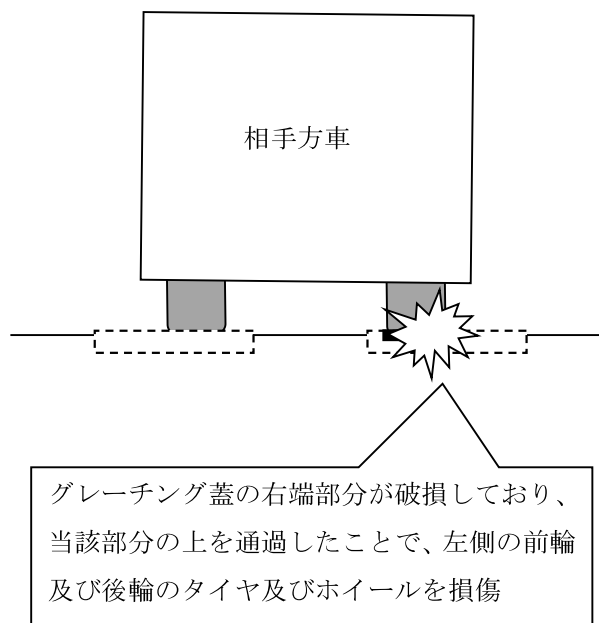
大村市は、相手方に対し、修理費全額の 34,193 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (前面図)



市道上の自動車破損事故について（報告第 18 号関係）

1 経緯

平成 30 年 7 月 8 日午後 7 時頃、■■■■氏（以下「相手方」という。）所有の普通乗用車が市道 60039 号田久保谷頭線を走行中、道路中央の陥没箇所（縦 80 c m、横 80 c m、深さ 10 c m）に気付かず通過した際、右前輪のタイヤを損傷した。

2 事故の原因及び処理

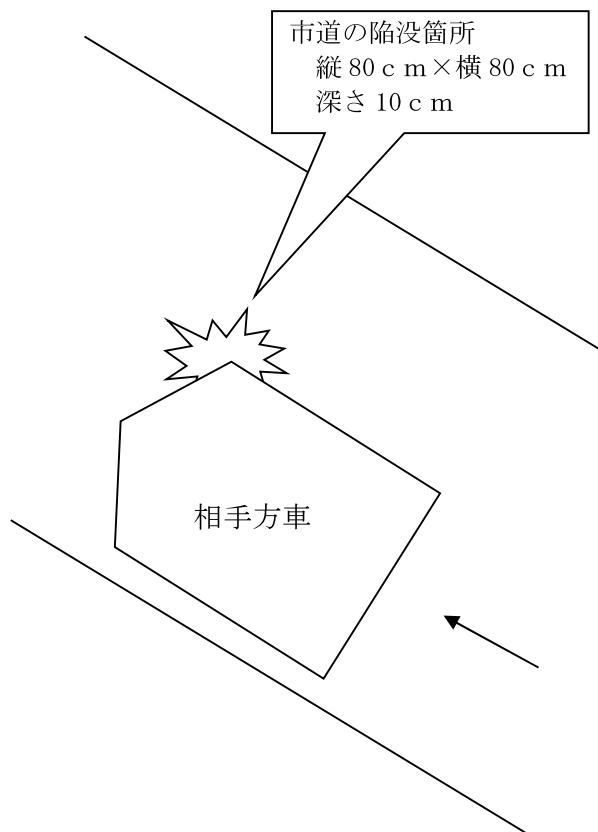
事故の原因は、車の往来、経年劣化等により発生した陥没箇所の発見が遅れ、危険箇所の表示等、安全対策を講じていなかったためである。事故発生後、陥没箇所の補修工事を行った。

3 示談内容

大村市は、相手方に対し、修理費のうち 17, 145 円（全額保険対応）を損害賠償金として支払う。



詳細図 1 (平面図)



詳細図 2 (前面図)

